

匝瑳市チャイルドシート購入助成金交付要綱

平成27年5月11日

告示第43号

(趣旨)

第1条 この告示は、チャイルドシートの普及を促進し、乳児の死傷事故の防止を図るため、チャイルドシートを購入する者に対して、予算の範囲内でチャイルドシート購入助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、匝瑳市補助金等交付規則（平成18年匝瑳市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児 1歳に満たない者で、匝瑳市の区域内に住所を有し、かつ、匝瑳市の住民基本台帳に記録されているものをいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳児を現に監護するものをいう。
- (3) チャイルドシート 道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条の3第3項に規定する幼児用補助装置で、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するもの又は同保安基準と同等基準であると市長が別に定める基準に適合したものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、乳児の保護者（匝瑳市の区域内に住所を有し、かつ、匝瑳市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）で、当該乳児用に新品のチャイルドシートを購入したものとする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、チャイルドシートの購入に要した費用の額とする。ただ

し、1万円を限度とする。

2 助成の回数は、乳児1人につき1回とする。

(助成金の申請等)

第5条 規則第3条の規定により、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請に係る乳児が1歳となる日の前日までにチャイルドシート購入助成金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) チャイルドシートの購入に係る領収書の写し

(2) チャイルドシートの保証書の写し

(3) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないことを証する書類

(4) 前3号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の申請書を提出する際に同項第1号の領収書及び同項第2号の保証書の原本を提示しなければならない。

3 申請者は、第1項の申請書を提出する際に規則第12条に規定する実績報告をチャイルドシート購入助成金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）により行わなければならない。

(交付の決定等)

第6条 規則第4条の規定により、市長は、前条第1項の申請書の提出があったときには、速やかに申請書の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するとともに、助成金の交付の決定をしたときは規則第13条の規定により助成金の額を確定しなければならない。

2 規則第6条の規定により、市長は、前項に規定する決定の結果をチャイルドシート購入助成金交付決定（却下）通知書兼確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する助成金の額の確定をしたときは、前項に規定する通知に併せてチャイルドシート購入助成金交付決定（却下）通知書兼確定通知書（第2号様式）により規則第13条に規定する助成金の額の通知を行うものとする。

(交付の請求)

第7条 規則第15条の規定により、助成金の交付を請求しようとするときは、

チャイルドシート購入助成金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（適用区分）

2 この告示は、平成27年4月1日以後に出生した乳児に係るチャイルドシートの購入に要した費用について適用し、同日前に出生した者に係るチャイルドシートの購入に要した費用については適用しない。

第1号様式（第5条関係）

チャイルドシート購入助成金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住所
氏名 ⑩
電話

チャイルドシート購入助成金の交付を受けたいので匝瑳市補助金等交付規則第3条の規定により下記のとおり交付を申請し、同規則第12条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 乳児の氏名等

氏名		住所	
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女

2 チャイルドシートの購入日等

購入日	年 月 日
購入金額	円

3 助成金交付申請額

金 円(チャイルドシートの購入金額又は1万円のいずれか低い額)

4 添付書類

- (1) チャイルドシートの購入に係る領収書の写し
- (2) チャイルドシートの保証書の写し
- (3) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないことを証する書類
- (4) 前3号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類

5 備考

申請書の提出の際にチャイルドシートの購入に係る領収書及びチャイルドシートの保証書の原本を提示してください。

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長



チャイルドシート購入助成金交付決定（却下）通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあったチャイルドシート購入助成金については、下記のとおり交付の決定（却下）をしたので、匝瑳市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

記

1 次のとおり、助成金の交付を決定します。

助成金交付決定額 金 円

なお、上記交付決定額と同額を助成金の額として確定しましたので、匝瑳市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

2 次のとおり、助成金の申請を却下します。

却下の理由

第3号様式（第7条関係）

チャイルドシート購入助成金交付請求書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住所
氏名 ⑩
電話

年 月 日付け第 号で額の確定のあったチャイルドシート購入助成金について、匝瑳市補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 金 円

2 振込口座

振込金融機関名		本支店名	
フリガナ			
口座名義			
口座の種類			
口座番号			

備考 口座は、必ず申請した申請者名義としてください。